

保安林予定森林告示附属明細書

(令和8年9月8日 愛媛県告示第961号附属)

1 保安林予定森林の所在場所

喜多郡内子町中田渡 949 から 951 まで、954、961、962、972、973

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

中田渡 949 から 951 まで・954・961・962・972・973（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐による伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

(2) 立木の伐採の限度

ア 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、肱川区域の土砂の流出の防備のために指定された保安林（当該保安林が2以上あるときは、その集団。以下アにおいて同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が2以上あるときは、それらの標準伐期齢の面積加重平均年齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合には、その達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

イ 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、3ヘクタールとする。

ウ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をい

い、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。)を乗じた材積とする。ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとに10分の3を乗じた材積とする。

中田渡 949 から 951 まで・954・961・962・972・973 (以上8筆について次の図に示す部分に限る。) 所在の森林

(3) に定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率(当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が10分の4を超えるときは、10分の4とする。)を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとに10分の4((3)に定める森林につきその割合が次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合)を乗じた材積とする。

中田渡 949 から 951 まで・954・961・962・972・973 (以上8筆について次の図に示す部分に限る。) 所在の森林

$$\text{次の算式} \quad \frac{V_o - V_s \times 7 / 10}{V_o}$$

V_o : 当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s : 当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

エ 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実に認められる範囲内の材積とする。

(3) 植 栽

ア 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満1年生以上の苗(当該苗と同等の根元径及び苗長を有するものであることを確認した苗を含む。)を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定

める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事に協議し当該協議の同意（以下「許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間に限り、植栽することを要しないものとする。

中田渡 949 から 951 まで・954・961・962・972・973（以上 8 筆について次の図に示す部分に限る。）所在の森林

スギ (1,800 本)、ヒノキ (2,200 本)、マツ (3,000 本)、クヌギ (3,000 本) 又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該地域において的確な更新が可能である高木性の広葉樹 (3,000 本)

イ 択伐により伐採することができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して 2 年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満 1 年生以上の苗（当該苗と同等の根元径及び苗長を有するものであることを確認した苗を含む。）を、おおむね、1 ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、許可等がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

中田渡 949 から 951 まで・954・961・962・972・973（以上 8 筆について次の図に示す部分に限る。）所在の森林

スギ (1,800 本)、ヒノキ (2,200 本)、マツ (3,000 本)、クヌギ (3,000 本) 又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該地域において的確な更新が可能である高木性の広葉樹 (3,000 本)

（「次の図」は保安林指定調査地図のとおり。）